

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

本校学生および教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合、以下の通り対応する。

学生に感染が確認された場合

1. 学生が PCR 検査を受けることになったら、学生本人又は保護者より学校に連絡を入れてもらう。
2. PCR 検査の結果が陽性であった場合は、以下の対応となる。
 - ① 陽性が確認されると当該学生は原則入院となる。
 - ② 当該学生と接触のあったと考えられる学生および教職員は、可能な限り他者と接触を避けるようにする。
 - ③ 保健所の調査により、濃厚接触者が特定される。
 - ④ 濃厚接触者が寮生の場合は、原則帰省し経過観察をする。通学生の場合は自宅にて経過観察をする。(公共交通機関を利用せず、原則、保護者の送迎により帰省する。)
3. 当該学生は退院し医師からの登校許可が出るまで登校禁止とする。学校は速やかに学生、保護者および関係者に周知する。
4. 保健所の指導の下、特定範囲の消毒等を実施する。
5. 休校となった場合でも、可能な限り遠隔授業を実施できるように準備を行い、学生へ周知する。

教職員に感染が確認された場合

1. 教職員が PCR 検査を受けることになったら、教職員本人より学校に連絡を入れてもらう。
2. PCR 検査の結果が陽性であった場合は、以下の対応となる。
 - ① 陽性が確認されると当該教職員は原則入院となる。
 - ② 当該教職員と接触のあったと考えられる教職員および学生は、可能な限り他者と接触を避けるようにする。
 - ③ 保健所の調査により、濃厚接触者が特定される。
 - ④ 濃厚接触者は自宅にて経過観察をする。(公共交通機関を利用せず、帰宅する。)
3. 当該教職員は退院し医師からの出勤許可が出るまで就業禁止とする。学校は速やかに学生、保護者および関係者に周知する。
4. 保健所の指導の下、特定範囲の消毒等を実施する。